

## 三、英連邦首相會議

一月四日からロンドンで開催された英連邦首相會議は九國の首相（南阿はドンゲス内相が代理出席）が揃わり、十二日に終了した。この會議では、対日講和も議題のひとつだった。

新聞報道によると五日対日講和が問題となつた。英国、インド、セイロン、ニュージールランド、オーストラリアの諸國から熱心に講和促進の支持があり、場合によつては假條約を締結してはどうかとの議論もでた。討議された假條約の構想には一定の保障のもとに日本に部分的な再軍備の道を開くという考案がふくまれ、日米同盟條約による米軍の日本駐在案もその一部をなしている。ただし日本海軍の再建は許さなないという（五日ロンドンA.P.P.）。九日會議は、対日講和の早期締結の方針を決定して、コンミンエニケが發表された。それによると、

(一) 中ソ兩國をふくめ対日戦争に参加した全國家が會議に参加す

べきである。(二) 中共の参加については中共政府の承認を必ずしも必要としない。(三) 中ソ兩國の参加が得られない場合は兩國の参加なしでも早急に対日講和條約草案を起草すべきである。なか中共政府の参加に関して一部の首相から対日講和に限つて中共政府に事實上の承認を與えよとの提案がされた。というのである（九日ロンドンA.P.P.）。

日本の再軍備については、英政府のスポークスマンの語によると「英連邦各國首相は、情勢の發展によつては極東の危機に関する討議を再開すると言明した。英連邦各國首相は、日本に対して寛大な講和條約を早急に締結することが極東情勢を安定化するものである」という点について意見一致した。大部分の連邦首相は、日本の再武装に関し米國と同調する用意があるが、その斷次の保障を要求するものとみられる。

(一) 日本の軍事力は、非共産世界と連絡しなければならぬ。米

国は、日本に軍隊を駐留させる権利を持ち、日本が再び侵略戦争を起さないことを保障する。

(四) 講和條約参加国は、日本が一国に対し侵略を企図するような場合は、一致して日本に当たる。

(五) 日本の空海軍部隊の攻撃的性格を制限する。

これは、十日ロンドンA.P.の報道である。これをよむと、英連邦の一部にいかにも強い対日警戒心があるかが判然とする。九日ロンドン、ロイター電も九日の会議の様相を、報じているが、同じ感想をもたされる。すなわち、

「オーストラリアとニュージーランドは、強力な日本の再軍備を防ぐため、とくに海軍、商船隊、重工業を制限するためしつかりした保障が與えられなければならないと強硬に主張した。これに対しパキスタンは、日本の復興はアジアの経済的發展と極東の

安定をみちびくという理由で、日本の完全な再建は絶対にさまたげるべきでないと強調した。インドもパキスタンとともに、できるだけ早く日本を自由なる国家の社会に復帰せしむべきであると主張した。インド、パキスタン両国は、アジアの水準からみれば高度の文明と経済をもつてゐる八千万日本人は世界平和の維持にとって重要な要因であると述べた。英と加は、日本の将来は現実的に取扱うべきであるという態度をとつた。南アフリカは、日本の再軍備について何らの見解も述べなかつた。

会議の討議は、台湾にもふれた。意見の一致をみなかつた。インドと英は、カイロ宣言を堅持すべきであるとし、中共を承認していない連邦諸国は米国の提案を支持するものが多かつた。」

なお、十一日オーストラリア外相スベンダーが、特に声明を發して、「オーストラリアは、日本の国際社会加入を阻止しようとする

は思わぬが、武装した侵略日本の復活を防止する適當な処置を規定せず、また日本の再軍備能力に制限を課さない講和條約には反対する。」といつてあることを指摘してみかねばならぬ。

英連邦首相會議は、十二日閉会に際して、宣言を發表した。宣言の冒頭には「日独兩國との講和問題解決を促進すべきこと」がうたつてある。「どうかさういふ方向へ、英連邦諸國よ、努力してくれよといいたくなる。」

#### 四、國民政府の対米回答

國民政府スポークスマンは、一月六日、國府が米國の覺書に対する回答を國務省に手交したことを確認した。回答の内容は、次のようなものといわれる（六日台北ロエ）。

(一) 台湾の将来はカイロ、ヤルタ、ポツダム諸宣言ではつきりと決定されており、いかなる他の國も台湾に國府の見解に反するような主張を樹立する道義的權利はない。

(二) 日本に対し寛大な講和を許さうという既定の政策に變化はない。しかし、このことは、國府が公式に賠償要求をとりさげること意味しないが、賠償要求を強く主張することはしないである。

(三) 日本が必要を場合自衛のため再武装する權利については文句をつけない。

(四) 日米間に米軍の日本駐在継続を認める個別協定を結ぶことに

反對しない。

- (四) 購和條約は、できる限りすみやかに締結することに賛成する。
- (五) 中共政府は、いかなる問題についても、法的、道徳的權利をもつていない。

(六) 澎湖島は、常に台湾省の一部であり、台湾に関する見解は、当然同島にも適用される。

五、ダレス特派大使訪日発表

一月十一日國務省はダレス顧問が大統領の命によつて対日講和の實現の手段についてマ元帥並びに日本政府首脳部と検討のため対日講和使節団の團長とし大使の資格で近く日本を訪れるであろうと発表した(十一月ワシントン A P R、A P R 等)。

この発表があるまで、いろいろな米國の動きが報道された。五〇年末には、朝鮮の戦況の悪化に伴うて國務、国防兩省の間に再び講和促進に關して意見の対立があると伝えられ(十二月二十七日ワシントン R F)、一月八日のニューズウィーク誌も講和促進の最大の障害は、クレムリンではなく、むしろ朝鮮に対する主要基地としての日本の保持に重点をおこうとする(すなわち現状のまま占領管理して日本を利用すべしとする)國防省であると書いたほどであつた。十一日のダレス特派大使訪日の発表は、このよ

うな対立に解答を與えたものである。十一日の A P R 電は、「この

発表は、朝鮮で国連軍が敗退している時機になお且つ対日講和交渉を推進すべきかどうかをめぐって米国防務部内に存した不安の一時期が終つたことを明らかにしたものだ。「国防省の一部と国務省との間に見解の対立があつたことを述べた後で、「統合参謀本部員もついに国務省の見解に同意し、八日アチソン國務、マシヤル国防副長官を交えて開かれた会合で両省間に最後の決定をみ、ダレス顧問の日本派遣を勧告、十一日大統領によつて承認された」といつている。

#### 六、條約の方式に関する報道

一月一日ダレス顧問は、(一)アメリカと他の極東委員会構成国との間の交渉は、今もなお続けられている。條約の内容や手続についてはまだ何も決定していない。(二)ソ連の妨害をうけなかつた方法として対日戦参加諸国との間に一連の個別的條約を結ぶことを検討中である。が、それは、アメリカ政府の公式政策ではなく、單なる手続上の方式として考えられているものである。と述べて、同じ内容の平和條約を二国間で結んで行く方式をとつて、ソ連や中共を除くか、せぬかについての難問を回避しようとの考案があることを示した(一日レイクサクセス)。これに關して、アメリカの新聞報道は、たびたび、個別條約支持を伝えていて、一月一日のニューヨークタイムスは、米政府は全面講和の構想をすてて個別講和を推しすすめることに決定したとまで報じたが、これは翌二日國務省スポークスマンによつて強く否定された(二

日ワシントンA.E.。

この否定にもかかわらず、その後、アメリカからの報道は、アメリカ当局の方で個別の條約の方式を考慮しているというのが多し。一月六日ワシントン坂井特派員、十日ワシントン坂井特派員、十日ワシントンロロ、十一日ワシントン中村特派員、十一日ワシントンA.E.、十二日ワシントンロロ、十二日ワシントンA.E.、十三日ワシントンA.E.、十三日ワシントン坂井特派員。そして、どちらになるかは、ダレス特派大使の訪日の後、アメリカ政府の腹はきまらうといっているが、個別條約の可能性が、大きい方へ、最近は、なつていつている。

178

### 七、安全保障に関する報道

アメリカからの報道で、安全保障に関連するものを時日を追うて、並べてみると、次のようになる。

(一) 七日ワシントン坂井特派員は、ダレス氏は訪日の際講和條約と同時に実施される、日本の安全保障と日本をめぐる國際平和の確保のため日米両国が平等の立場で締結する共同防衛協定案について協議するだろう。

(二) 七日ワシントンロロは、タフト上院議員がラヂオ・インタビューで、「米国は朝鮮から撤兵して日本と台湾を結ぶ防衛線に後退すべきだ。もし米国が海、空軍を提供するならば、日本は自己の長期的防衛のため地上軍の大部分を進んで出すことになるものと信じている。」といったと伝えた。

(三) 十日ワシントン坂井特派員「、、、日本が米国と、、、講和を締結したら、その効力発生と同時に、占領は打ち切りと

なり日本が中英又は国府と個別的條約を結ぶことは自由になる。占領が終つてから日本の安全を守るための日米相互防衛協定を相談するのではなく、真摯状態の期間がないように前もつて話し合い講和実現と同時に共同防衛協定の効力を発生するように考慮されよう。講和実現とともに現在の總司令部の機構は軍事に關するもののみが共同防衛任務のことを取扱うことになり、その他の機關は全部なくなる。相互協定で日本に留まる米軍の費用は英國に派遣されているのと同じように、米国防省の予算で済まなうことにならう。米軍が共同防衛のため使用する施設その他の費用を兩國でどう分担するかは両政府間の話し合できめられ、日本の復興を妨げないよう最も合理的にきめられよう。

(四) 十一日ワシントンA.E.「、、、米国の政策のうち確実な点は、米國が■■■■締約国となる講和條約は、極東における共產主義の拡大に対する防壁として、さらに日本列島自体の保

護者として米軍が日本に駐在できるような安全保障協定を伴わなければならぬといふことである。」

(五) 十一日ワシントン中村特派員「ダレス氏の渡日は、軍機当局者を同行する点で、前回の渡日とは、大いに趣を異にしており、日本の安全保障に關連し、再軍備問題が總司令部当局及び日本政府との間に具体的に打診されるのではないかとみられる。」

(六) 十二日ワシントンR.F.「米國の官邸筋では、日本の小地上部隊を將來國連憲章の規定のもとで、大規模な地域軍に編入する可能性を検討している。この問題については、また、最終的決定は下されてはいない。これは、日本の再武装を行う前に、日本の憲法をある程度改正し、同時に、連合諸國の全般的同意を要する必要があるため非常に急を要する問題とは考えられていないからである。」

日本の再軍備とドイツの再軍備は、類似の問題とは考えられ  
 とはできない。日本は、島国であり、日本を侵略から守るため  
 には、主として海、空軍に依存し、地上部隊は制限されたもの  
 ですむからである。もよりの基地にある米国の海、空軍を太平  
 洋における米国の最前線維持と日本の防衛に利用することがで  
 きる。」

(注) 十二日ワシントン中村特派員 「ワシントン外交界では、  
 再軍備問題など日本にとつて駆引の道具ができてきている」とみる  
 向きもある。このことは、西独の例もあり、米政府をして講和  
 に慎重ならしめていくひとつの原因になつていく。

吉田首相のさきの東京における外人記者会見を「再軍備には  
 無條件には応じられない」との意味に米国ではとつており、吉  
 田首相が再軍備に絶対的に対抗であるとは國務省当局でもみてい  
 ない。」

BB

(四) 十三日ワシントンA.P. 「日本の再武装問題に關して米關係  
 当局者は、少數の日本入部隊を國連軍に編入するとか、あるい  
 は、目下西ドイツとの間に交渉中であるような地域的防衛軍へ  
 統合するという構想もだが、別に決定にはいたらず、この問  
 題は、日本が國連に加入するまでは持ちこしとなるうと言明し  
 ている。」

(五) 十三日ワシントン坂井特派員 「大統領特使として近く渡日  
 するダレス大使は、十二日上院外交委員会の民主党コナリー委  
 員長、ジョージ議員、共和党のワイリー、スマス議員四氏と秘  
 密会議を行つた。講和條約も相互防衛協定も上院の協賛をうる  
 必要があるので、ダレス大使から政府の両案の概要を説明し、  
 両案の支持を求めたのに対し、四委員は詳細にわたる質問の後、  
 十分な了解を與えダレス大使を激励した模様である。」

(六) 十五日ワシントンA.P. 「、、、ダレス特使が東京に

BB